

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

旧新別	旧A	旧新別
<p>越谷市神明町二丁目四一六番 三地从り同市大字小曾川字 沖田一〇六番一地从り</p>	<p>越谷市神明町二丁目一三一番 一地从り同市大字西新井字 西前一〇一三番一地从り</p>	<p>区間</p>
<p>二五・二九 六三・二〇</p>	<p>七・〇五 一五・七九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四一〇・六〇</p>	<p>二二一八・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>越谷市道として引き継ぐ。</p>	<p>備考</p>